

平成28年度 文教委員会資料①

【議案第92号】

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例
新旧対照表

資料2 川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部改正（案）に関する
パブリックコメントの実施結果について

参考資料 川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部改正（案）
…トレーニング室利用方法に関する意見募集について…

市 民 文 化 局

(平成28年5月25日)

改正後						改正前					
○川崎市スポーツ・文化総合センター条例 平成26年3月27日条例第6号						○川崎市スポーツ・文化総合センター条例 平成26年3月27日条例第6号					
別表（第10条関係） 1 体育館利用料 （1）～（3）省略 （4） 個人利用料						別表（第10条関係） 1 体育館利用料 （1）～（3）省略 （4） 個人利用料					
種別		金額				種別		金額			
		午前	午後1	午後2	夜間			午前	午後1	午後2	夜間
9時～12時		0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分	9時～12時		0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分		
大体育室 練習場 武道室1 武道室2 研修室1 研修室2	6歳以上18歳未満の者（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除き、18歳以上の高校生（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学す	150円	150円	150円	150円	大体育室 練習場 武道室1 武道室2 研修室1 研修室2	6歳以上18歳未満の者（小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除き、18歳以上の高校生（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学す	150円	150円	150円	150円

改正後						改正前					
	る者をいう。以下同じ。)を含む。)										
	18歳以上の者(高校生を除く。)	300円	300円	300円	300円						
弓道場	12歳以上18歳未満の者(小学生(小学校に在学する者をいう。以下同じ。))を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで 150円									
	18歳以上の者(高校生を除く。)	1人1回3時間まで 300円									
<u>種別</u>		<u>基本料金</u>		<u>超過料金</u>							
トレーニング室	12歳以上18歳未満の者(小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで 150円	超過時間30分までごとに 25円								
	18歳以上の者(高校生を除く。)	1人1回3時間まで 300円	超過時間30分までごとに 50円								
	む。)										
	18歳以上の者(高校生を除く。)	300円	300円	300円	300円						
トレーニング室	12歳以上18歳未満の者(小学生(小学校に在学する者をいう。以下同じ。))を除き、18歳以上の高校生を含む。)	150円	150円	150円	150円						
	18歳以上の者(高校生を除く。)	300円	300円	300円	300円						
弓道場	12歳以上18歳未満の者(小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1回3時間まで 150円									
	18歳以上の者(高校生を除く。)	1回3時間まで 300円									

スポーツ・文化総合センター条例の一部改正（案） に関するパブリックコメントの実施結果について

1 概要

スポーツ・文化総合センターにおける、トレーニング室の利用者サービスの向上を図るための、条例の一部改正（案）について、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、5通(意見総数6件)の御意見をいただき、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	スポーツ・文化総合センター条例の一部改正（案）について
意見の募集期間	平成28年2月22日(月)～平成28年3月25日(金)
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
意見募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより ・ 市ホームページ ・ 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、かわさき情報プラザ、市民・こども局市民生活部企画課にて資料の閲覧
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、かわさき情報プラザ、市民文化局市民生活部企画課にて資料の閲覧

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	5通（6件）
電子メール	3通（3件）
ファックス	0通（0件）
郵 送	0通（0件）
持 参	2通（3件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた御意見については、改正（案）の趣旨に沿った御意見や、今後の事業推進に向けて参考とする御意見のため、内容について修正を要するものではないことから、（案）のとおり、スポーツ・文化総合センター条例の一部改正の手続きを進めてまいります。

【御意見に対する本市の考え方の区分について】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、改正（案）に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が改正（案）に沿ったものであり、これを踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D その他の御意見等

項目	A	B	C	D	合計
(1) トレーニング室の利用方法に関すること	0	5	0	0	5
(2) その他	0	0	0	1	1
合計	0	5	0	1	6

御意見の内容と本市の考え方

(1) トレーニング室の利用方法に関すること

No.	意見内容（要旨）	御意見に対する本市の考え方	対応区分
1	時間を気にせず利用できるのもので、3時間制の導入に賛成です。	トレーニング室の利用方法については、いただいた御意見のとおり時間制を導入し、より利用しやすい施設となるよう取り組んでまいります。	B
2	時間制の導入に賛成です。入れ替え制よりも使いやすくなると思います。	トレーニング室の利用方法については、いただいた御意見のとおり時間制を導入し、より利用しやすい施設となるよう取り組んでまいります。	B
3	とどろきアリーナ等のトレーニング室の利用方法の改正と同様に実態に即した改正だと考えます。	トレーニング室の利用方法については、いただいた御意見のとおり時間制を導入し、より利用しやすい施設となるよう取り組んでまいります。	B
4	時間制の導入により、利用者の利便性向上が期待できるため、賛成します。	トレーニング室の利用方法については、いただいた御意見のとおり時間制を導入し、より利用しやすい施設となるよう取り組んでまいります。	B
5	新しい体育館も時間制を導入してもらいたかったので、歓迎します。ぜひ、利用者の使いやすい制度としてください。	トレーニング室の利用方法については、いただいた御意見のとおり時間制を導入し、より利用しやすい施設となるよう取り組んでまいります。	B

(2) その他

No.	意見内容（要旨）	御意見に対する本市の考え方	対応区分
6	新しい体育館は、是非バリアフリーとしてください。	より多くの方に快適にご利用いただけるよう、ユニバーサルデザインに配慮した計画としております。	D

スポーツ・文化総合センター条例の一部改正(案) …トレーニング室利用方法に関する意見募集について…

川崎市では、スポーツや文化、レクリエーション活動の拠点機能の強化を図り、公園と一体となった賑わいと活気を創出するため、富士見公園内に「スポーツ・文化総合センター」の建設を行っております。

このたび、利用者サービスの向上を図るため、条例の一部改正を検討しています。

つきましては、条例の一部改正の基本的な考え方について、市民の皆様のご意見を募集します。

1 意見の募集期間

平成28年2月22日（月）から平成28年3月25日（金）まで

※郵送の場合は3月25日消印有効です。

※持参の場合は、土日祝日を除く、8時30分から17時15分までにお持ちください。

2 資料の閲覧場所

各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、かわさき情報プラザ、市民・こども局市民生活部企画課

※川崎市のホームページでもご覧いただけます。

3 意見の提出方法

(1) 郵送又は持参の場合

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

川崎市 市民・こども局市民生活部企画課

(2) FAXの場合 044-200-3707

(3) 電子メールの場合

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。

※意見書の書式は自由ですが、意見書には、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

4 問い合わせ先

川崎市 市民・こども局市民生活部企画課

電話：044-200-3758 ・ FAX：044-200-3707

《留意事項》

- 1 御意見に対する個別回答はいたしません、市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表いたします。
- 2 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 3 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 4 電話又は口頭での御意見の提出は御遠慮願います。

スポーツ・文化総合センターにおけるトレーニング室利用方法について

1 施設概要

施設名称	川崎市スポーツ・文化総合センター
所在地	川崎市川崎区富士見1丁目1番4号
敷地面積	13,230㎡
施設構成	「体育館」ゾーン：大体育室、練習場、武道室、トレーニング室、弓道場等 「ホール」ゾーン：ホール、リハーサル室、練習室、楽屋等 「共用施設」ゾーン：会議室、プレイルーム、プラザ等
その他	平成29年10月オープン予定

2 現状

平成26年3月に公布された「川崎市スポーツ・文化総合センター条例」において、トレーニング室の利用方法は、3時間ごとの入れ替え制となっています。

3 市民からの要望

市長への手紙、とどろきアリーナ及びスポーツセンターへの意見で「トレーニング室を使う時間は人によってバラバラである。利用者の生活リズムにあわせて利用できるようにしてほしい」等の意見がありました。

4 他施設の状況

上記の要望等を踏まえ、とどろきアリーナ及びスポーツセンターにおいて、パブリックコメントを実施し、平成28年4月からトレーニング室の時間制（3時間）を導入することとなっています。

5 見直し内容

市民がトレーニング室をより利用しやすくするため、スポーツ・文化総合センターにおいても、トレーニング室に入室してから3時間利用できる時間制を導入します。

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時				
現行	<table border="1"><tr><td>午前 9時～12時(3時間)</td><td>午後1 12時10分～15時10分(3時間)</td><td>午後2 15時20分～18時20分(3時間)</td><td>夜間 18時30分～21時30分(3時間)</td></tr></table>														午前 9時～12時(3時間)	午後1 12時10分～15時10分(3時間)	午後2 15時20分～18時20分(3時間)	夜間 18時30分～21時30分(3時間)
午前 9時～12時(3時間)	午後1 12時10分～15時10分(3時間)	午後2 15時20分～18時20分(3時間)	夜間 18時30分～21時30分(3時間)															
変更案	入室してから3時間まで(21時30分閉館)																	

6 今後のスケジュール（予定）

- 平成28年2月22日～3月25日 パブリックコメント実施
- 平成28年6月 条例改正予定
- 平成29年10月1日 施設オープン